

特殊詐欺被害拡大防止に向けた ATMご利用限度額変更のお知らせ

当会では、現在70歳以上のお客さまのATMのご利用限度額を1日あたり50万円とさせていただいております。このたび、全国的な特殊詐欺被害の増加や広島県警察からの要請を受け、70歳未満のお客さまについても、同様にATMご利用限度額を以下のとおり変更させていただきます。

お客様の大切な貯金を守るための措置となりますので、何卒ご理解いただけますようお願い申しあげます。

1. 対象のお客さま

当会が発行するキャッシュカードをお持ちのお客さま

- ※ 個人・法人のお客様が対象となります。
- ※ 磁気カード・JAカード(一体型)・ICキャッシュカードが対象となります。

2. 実施日

令和8年1月26日(月)以降

3. 変更内容

キャッシュカードによる1日あたりのATM取引ご利用限度額を50万円とさせていただきます。

- ※ 県内外JAならびに提携金融機関、コンビニATM、ゆうちょATMでのお引出し額、お振替額、お振込額とデビットカードご利用額を合算し、1日あたりの利用限度額が50万円となります。
- ※ ご利用限度額を個別に設定しているお客様は、引き続き現在のご利用限度額でご利用いただけます。
- ※ ご利用限度額を超えるお引出しが、当会窓口にお越しください。
- ※ ご利用限度額の変更をご希望される場合は、当会にお問い合わせください。
- ※ 70歳以上かつ3年以上、窓口またはATMでお取引がないお客様は、引き続きご利用限度額を30万円とさせていただきます。

広島県信用農業協同組合連合会

お問い合わせは、当会窓口までご連絡ください。